

平成 27 年 11 月 18 日
企画部 企画課

練馬区独立 70 周年記念事業について（案）

平成 29 年に練馬区が板橋区から分離・独立して 70 周年を迎える。

独立当時、近郊農業地域だった練馬区は、みどりに恵まれた環境と都心に近い利便性が両立した都市として発展を遂げてきたが、「新しい成熟社会」の到来など、大きな転換点を迎えている。

未来に向けて夢のあるまちづくりに取り組む契機として、練馬区独立 70 周年記念事業を実施する。

1 検討の進め方

(1) 庁内検討

全庁的な検討、調整を行い区長に報告するため、以下の庁内検討組織を設置する。

【組織名】 練馬区独立 70 周年記念事業検討委員会	
委員長	副区長(企画部担任)
副委員長	副区長(企画部担任外)、教育長
委員	区長室長、企画部長、総務部長、産業経済部長、地域文化部長、教育振興部長、広聴広報課長、副参事(広報戦略担当)、企画課長、財政課長、総務課長、経済課長、商工観光課長、文化・生涯学習課長、教育総務課長

(2) 区民参加

区民参加型の新しい事業の実施に向けて、上記検討委員会で検討を進める。

(3) 区議会の意見反映

検討の進捗状況に応じて区議会に報告し、意見を踏まえ検討を進める。

(4) 区内団体・企業等との連携、協力要請

区民全体で練馬区独立 70 周年を祝うため、広く協力等を求める。

2 現在検討に着手している 70 周年記念事業と担当部署

- ・ 記念式典 【総務課】
- ・ 記念誌発行 【情報公開課】
- ・ 練馬まつり、照姫まつり 【商工観光課】
- ・ 文化芸術イベント 【文化・生涯学習課】 など

練馬区独立70周年記念事業検討委員会設置要綱（案）

平成27年11月 日

27練企企第296号

（設置）

第1条 練馬区独立70周年記念事業（以下「記念事業」という。）の実施に向けた検討を行うため、練馬区独立70周年記念事業検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、つぎに掲げる事項を検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 記念事業に関する事項
- (2) 記念事業を先導する事業に関する事項
- (3) その他委員会が必要と認める事項

（構成）

第3条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

- 2 委員長は、企画部を担任する副区長（以下「担任副区長」という。）とする。
- 3 副委員長は、担任副区長以外の副区長および教育長とする。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（運営）

第4条 委員会は、委員長が招集および主宰することとし、委員長に事故があるときは、担任副区長以外の副区長である副委員長がその職務を代理する。ただし、担任副区長以外の副区長である副委員長に事故があるときは、教育長である副委員長が、委員長の職務を代理する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見を聴き、または説明を求めることができる。

（小委員会の設置）

第5条 委員会の下に、記念事業に係る検討小委員会（以下「小委員会」という。）を設置することができる。

（庶務）

第6条 委員会および小委員会の庶務は、企画部企画課が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年11月 日から施行する。

別表（第3条関係）

職名
区長室長、企画部長、総務部長、産業経済部長、地域文化部長、教育振興部長、広聴広報課長、副参事（広報戦略担当）、企画課長、財政課長、総務課長、経済課長、商工観光課長、文化・生涯学習課長、教育総務課長